

群馬県公安委員会告示第 8 号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和8年4月1日

群馬県公安委員会委員長 久保田 寿栄

1 検定の種別及び級、実施期日、実施時間、受検定員

(1) 学科試験

検定の種別及び級	実施期日	実施時間	受検定員
雑踏警備業務1級	令和8年8月31日(月)	午前9時30分から午前11時まで	併せて15名
雑踏警備業務2級			
施設警備業務1級			
施設警備業務2級			
交通誘導警備業務1級	令和8年8月31日(月)	午後1時から午後2時30分まで	併せて15名
交通誘導警備業務2級			
貴重品運搬警備業務1級			
貴重品運搬警備業務2級			

(2) 実技試験

検定の種別及び級	実施期日	実施時間	受検者
雑踏警備業務1級	令和8年12月4日(金)	午前9時30分から午後0時30分まで	学科試験合格者に対して実施する。
雑踏警備業務2級		午後2時から午後5時まで	
施設警備業務1級			
施設警備業務2級			
交通誘導警備業務1級	令和8年12月5日(土)	午前9時30分から午後0時30分まで	
交通誘導警備業務2級		午後2時から午後5時まで	
貴重品運搬警備業務1級			
貴重品運搬警備業務2級			

2 検定実施場所

群馬県前橋市元総社町80番地4

群馬県総合交通センター6階大会議室（一部実技試験については、同センター駐車場にて実施する。）

3 検定対象者

(1) 1級検定

群馬県内に住所を有する者又は群馬県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当する者
ア 規則第4条に規定する2級の検定（受検しようとする警備業務の種別に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
イ 群馬県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
注）イに該当する場合は、別途資格認定の手続きを要する。

（資格認定の手続き方法等については、6の受検申込み手続き後に別途連絡する。）

(2) 2級検定

群馬県内に住所を有する者又は群馬県内の営業所に属する警備員

4 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験とする。

初めに学科試験を実施し、学科試験が合格基準に至らなかった者に対しては、実技試験を行わない。

5 試験科目

(1) 施設警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 施設警備業務の管理に関すること。

(オ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(イ) 施設警備業務の管理に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 施設警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 雑踏警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(4) 雑踏警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(5) 交通誘導警備業務 1 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。

(オ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。

(ウ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(6) 交通誘導警備業務 2 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(7) 貴重品運搬警備業務 1 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(エ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

(オ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

(ウ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(8) 貴重品運搬警備業務 2 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検申込み手続き

代理人による申込みは受け付けないことから、受検希望者本人が、検定申請に先立ち、必ず受検の申込みを行うこと。

受検の申込みは専用電話による受付のみとし、先着順により確定する。

なお、一通話につき1人の受付とする。

(1) 受検申込み受付日

令和8年5月21日（木）及び同年5月22日（金）

両日とも午前9時から午後4時まで（但し、正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 受付専用電話

027-223-7866（本電話による質疑等は受け付けないので、検定申請に関する質疑等については、あらかじめ群馬県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等第一係 電話027-243-0110（内線3043）に問い合わせること。）

なお、e-Gov電子申請（以下「電子申請」という。）により検定申請を行う場合であっても、前記受検申込み受付日に専用電話による受検の申込みを必ず行うこと。

注）申込み時に、受検希望者本人の氏名、生年月日、住所、連絡先等のほか、必要に応じて、交付を受けている合格証明書等の交付公安委員会、番号、交付日等を質問するので、回答できるようにしておくこと。

電子申請により検定申請を行う場合は、その旨を申し出ること。

7 検定申請の手続き

(1) 申請期間

令和8年7月6日（月）から同年7月10日（金）までの間

各日とも午前9時から午後4時までの間（ただし、正午から午後1時までの間を除く。）

注）受検申込みの手続きがない者の申請は無効となるため注意すること。

(2) 申請場所

ア 群馬県内に住所を有する者

住所地为管轄する警察署の生活安全課

イ 群馬県内の営業所に属する警備員

所属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

(3) 提出書類

受検者本人が、次の書類を上記(2)の申請場所に持参して申請すること。

ア 検定申請書 1通

イ 写真 2葉

（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0cm、横の長さ2.4cmのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

ウ 次の書面のうち該当するもの 1通

(ア) 群馬県内に住所を有する者にあつては、住民票の写し、運転免許証の写しその他住所地を疎明する書面

(イ) 群馬県内の営業所に属する警備員にあつては、群馬県内の営業所に所属することを疎明する警備業者の作成に係る書面（営業所所属証明書）

エ 前記3・(1)・アに該当する者は、受検しようとする警備業務の種別に係る2級の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを証明する警備業者等の作成に係る書面（警備業務従事証明書）

オ 前記3・(1)・イに該当する者は、群馬県公安委員会が交付した1級検定受検資格認定書

(4) 電子申請による検定申請

ア 電子申請による検定申請であっても、前記申請期間中に申請を行うこと。

なお、申請期間外になされた申請は無効とする。

イ 電子申請による検定申請は、申請する警察署を選択することとなるが、前記申請場所のうち、該当する警察署を選択して申請すること。

ウ 電子申請により検定申請を行う場合は、デジタル庁が運営するe-Govポータルから、検定申請に係る「検定の申請の電子申請に関する案内」を必ず確認し、申請の手続きを行うこと。

8 検定手数料及び納付方法

(1) 検定申請書提出時に、下記に相当する額の群馬県収入証紙により納付すること。

(2) 電子申請による検定申請であっても、検定手数料の納付は群馬県収入証紙による納付となることから、7・(1)の申請期間中に、該当する申請場所において納付すること。

なお、納付した検定手数料は返還しない。

検定の種別及び級	検定手数料
施設警備業務1級及び2級	16,000円
雑踏警備業務1級及び2級	13,000円
交通誘導警備業務1級及び2級	14,000円
貴重品運搬警備業務1級及び2級	16,000円

9 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において、後日受検票を交付する。

電子申請による検定申請であっても、申請した警察署において、後日受検票を交付する。

10 その他

(1) 検定（学科試験及び実技試験）当日は、開始時間の10分前までに検定会場において受付をすること。
なお、遅刻した者については、原則として受検させない。

(2) 受検票、筆記用具を必ず携帯すること。

なお、受検票を携帯しない者については、原則として受検させない。

(3) 検定（学科試験及び実技試験）の合否発表については、それぞれの試験終了後、検定会場において発表する。

(4) 合格者に対しては、実技試験の合否発表後に、成績証明書を交付する。

(5) 検定時間、場所等の変更又は中止をする場合がある。